

学部学生(私費外国人留学生除く)
令和7年度大阪教育大学修学支援事業基金による
後期授業料免除申請要項

※授業料免除は本人からの申請に基づき選考されます。受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

目次

1. はじめに P1

2. 大阪教育大学修学支援基金による後期授業料免除

(1)制度について P2

(2)授業料免除申請の対象者 P2

(3)学業優秀の基準 P2

(4)経済的理由の家計基準 P3

(5)申請方法・申請期間 P4

3. 申請書類提出後の注意点及び結果通知と授業料納入の時期について.. P5

授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先

申請者本人(学生)がメールで問い合わせを行うこと。メールで不明点についてお問い合わせいただく際は、件名を「学籍番号_氏名_授業料免除/徴収猶予について」とすること。また、必ず本要項を確認の上、問い合わせを行うこと。

申請書類の不明点等については、原則、提出締切である10月6日(月)の1週間前である【9月30日(火)まで】といたします。必ず余裕をもって申請準備を行ってください。

☆メール送付先

学生支援課奨学厚生係

(取扱時間 平日9時～12時, 13時～17時)

Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp



電話でのお問い合わせには、
直ぐに対応できない場合があります。
できる限りメールにて、
お問い合わせください。
TEL 072-978-3305

◆受付期間に本人が留学中等の理由で指定の提出方法により申請ができない場合は、事前にご相談ください。

※規程改正等によるこの冊子の内容の変更内容はポータルサイト(LiveCampus)でお知らせします。

大 阪 教 育 大 学

1. はじめに

本要項は、入学時期の要件等により国による高等教育の修学支援新制度の支援を受けることができない学部学生のうち経済的理由などにより授業料を納入することが困難な学生に対して、授業料を全額または半額免除及び徴収猶予(納付期限延長(後期分1月まで))する制度について記載しています。

授業料免除結果が半額免除となった場合は、その決定があった後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。速やかに納付することが困難な場合は、授業料免除申請と同時に徴収猶予を申請してください。

ただし、授業料免除結果が不許可となった場合は、徴収猶予もあわせて不許可となりますので、授業料納付の準備を行っておいてください。

・選考とその結果について

後期分授業料免除を申請した後、選考の上、納付すべき授業料の全額又は一部が免除されます。

授業料免除実施額には免除実施可能額があり、その範囲内での選考となります。

そのため、適格者全員が必ず免除許可となるわけではありません。

・個人情報の取り扱いについて

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

また、学力評価については大学での成績を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】

授業料免除等申請では、申請時にすべての書類を提出することが原則です。しかし、やむを得ない事情により一部の書類を提出できない場合は、再提出期限を定め、その期限までの提出を認めて、再提出された書類を考慮に入れて選考を行っています。

この再提出期限を守らず、大幅に遅れて提出する申請者がいるため、再提出期限を厳格化することとなりました。このことにより、無断で再提出期限を守らない者については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、申請を辞退したものとみなします。
2. 再提出期限以降の書類の提出がないことに関して、担当部署から督促・連絡は行いません。

※再提出期限までに提出できない相当の理由がある場合は、再提出期限前に担当部署(学生支援課奨学厚生係)に連絡・相談してください。

※「授業料免除等申請書類チェックリスト」で提出書類を確認し、不備書類のないように提出してください。

大阪教育大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程 抜粋

- 書類を提出した後、本学からの指示により、補正が必要となった場合は、所定の期日までに補正しなければならない。
- 前項による補正が行われなかった場合は、申請を辞退したものとみなす。

2. 大阪教育大学修学支援事業基金による後期授業料免除について

(1) 制度について

高等教育の修学支援新制度の入学時期等に関する要件に抵触するため高等教育の修学支援新制度の支援が利用できない低所得世帯の学生に対して、修学支援事業基金により授業料を一部免除する制度です。

家計基準により、下記のいずれかの金額を免除いたします。

	免除額
昼間	全額免除, 2/3 免除, 1/3 免除
夜間	全額免除, 2/3 免除, 50,000 円免除

(2) 授業料免除申請の対象者

学部学生(私費外国人留学生および第3年次編入学者は除く)であって学業基準及び家計基準のいずれにも適格するもので、以下①～③の要件をすべて満たすもの。

- ① 高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から本学に入学した日までの期間が2年を経過していること
- ② 申請年度の3月31日の時点で満45歳未満であること
- ③ 高等学校卒業後、本学に入学するまでの間において本学以外の大学又は短期大学に在学していないこと

ただし、次の①～④に該当する場合は、**審査対象外**となります。

- ① 令和7年度後期分の授業料をすでに納付している者
- ② 令和7年9月30日時点で、令和7年度前期分の授業料を納付していない者
- ③ 在籍期間が修業年限を超えている者(休学など特別な事由があると認められる者を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。)
- ④ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

(3) 学業優秀の基準

令和7年度後期における[修得単位数]及び[学力評価点]が基準以上の者を適格者としてします。

回 生	修得単位数		学力評価点
	昼間	夜間	
学部 1	15	11	23.0
学部 2	45	33	
学部 3	80	58	
学部 4	115	86	
学部 5	—	115	

◆学力評価点の算定方法

今年度前期(令和7年9月末)までの成績を基に、次の算式により得た数値(小数点第2位を四捨五入)

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総 修 得 単 位 数}} \times 10$$

学力評価点が**22.95**点以上 → 適格, 学力評価点が22.95点未満 → 不適格 となります。

※なお、開講授業科目のうち、通年科目が1/3を超える専攻のみ、上記の学力評価基準を満たすことがない場合は、学生支援課奨学生係へ相談してください。

(4) 経済的理由の家計基準

免除額	基準
全額免除	申請者と学資負担者※ ¹ の市町村民税所得割が非課税であること※ ² 具体的には、申請者と学資負担者の支給額算定基準額※ ³ の合計が100 円未満であること
2/3 免除	申請者と学資負担者の支給額算定基準額※ ³ の合計が100 円以上 25,600 円未満であること
1/3 免除 又は 50,000円(夜間)	申請者と学資負担者の支給額算定基準額※ ³ の合計が25,600 円以上 51,300 円未満であること

※1 学資負担者とは原則、申請者の父と母(離婚・死別している場合は、あなたの生活を支援する父又は母のみ。父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人)です。申請者が結婚している場合は、申請者の夫又は妻が算定の対象者となります。)

※2 ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等(臨時的な減税措置を含む。)は収入基準判定に影響しません。

※3 支給額算定基準額の算定方法は以下のとおりです。(100 円未満切り捨て)

$$\text{支給額算定基準額}^{\star 1} = \text{課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額} \pm \text{市町村民税調整額})^{\star 2}$$

- ★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※2)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が 0 円となります。
- ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)に授業料免除申請者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

(5)申請方法・申請期間

＜申請書類＞

- ① 大阪教育大学修学支援事業基金による後期授業料免除申請書
- ② 申請者の令和7年度課税証明書*又は非課税証明書（市役所等で発行してもらうこと）
- ③ 学資負担者の令和7年度課税証明書*又は非課税証明書（市役所等で発行してもらうこと）

* 無職で所得がない場合であっても、非課税証明書等の名称(合計所得金額欄に0円の記載が必要)で発行されますので、必ず提出してください。

【注意】市町村によって、証明書の様式や名称が異なります。課税証明書については以下の1から9の項目の内容が明記されていることを確認して提出書類としてください。記載があるか否か不明の場合は、必ず役所で問い合わせてから発行してもらってください。

1. 課税総所得金額
2. その他の課税所得金額の合計
3. 合計所得金額
4. 総所得金額等
5. 扶養親族の人数
6. 本人該当区分
7. 市町村民税調整控除額
8. 市町村民税調整額
9. 課税標準額(課税所得額)

[illegible]

- ④（上記※に記載されている内容を証明できる課税証明書が提出できない場合）
大阪教育大学における授業料免除等申請に係る課税証明書（補足）
※上記様式を役所に提出し、証明書を作成してもらってください。

<申請期間>

☆受付日を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても認めませんので、注意してください。

	郵送による申請	大学内受付ポストへの投函による申請
提出先	[送付先住所及び宛名] 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 大阪教育大学学生支援課奨学厚生係宛 [郵送時の注意事項] 朱書きで「令和7年度後期授業料免除申請書類 在中」と記載し、追跡可能な郵送方法(特定記録・レターパック等)で送ること。	提出書類をまとめて封筒等に入れ、この箱↓に投函  <設置場所> [柏原キャンパス] 事務局棟(N棟)3階 学生支援課カウンター [天王寺キャンパス] 中央館1階 事務室カウンター
申請期間	本申請要領公開日から 令和7年10月6日(月)まで【必着】 ※消印無効	令和7年9月30日(火)から 令和7年10月6日(月)まで ※土日祝除く ※柏原キャンパス 8:30~17:15 天王寺キャンパス 10:15~21:30 ※この期間外はいかなる理由があっても受け付けません。この期間に大学内受付ポストへの提出が難しい場合は、郵送してください。
受領確認	自身で追跡可能な番号を控えておくこと。 ※受理の連絡はいたしません	柏原キャンパス提出分は、申請を受け取った日の翌営業日までに受理のメールを大教 Gmail に送りますので、メールを確認してください。 天王寺キャンパス提出分については、柏原キャンパス到着後に受理メールを送るため、提出からメール送信までに数日かかる場合があります。

不明点がある場合は、期日に余裕をもって表紙にある問い合わせ先にご相談ください。

3. 申請書類提出後の注意点及び結果通知と授業料納入の時期について

○申請書類提出後の注意点

- ・授業料免除申請者(申請書類を受理された者)については、免除許可の可否を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予しますので口座から授業料が引き落とされることはありません。
- ・申請受付の際、提出された授業料免除申請書類に不足や不備があった場合、申請者本人の大教 Gmail 宛てに連絡しますので、適宜、大教 Gmail を確認し、連絡のあった際には、指定の期日までに不足書類の提出や不備の修正を行ってください。

通常、再提出までの期限は、1週間程度で設定します。指定の期日までに不備書類を提出しなかった者については、P1「(1)はじめに【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】」にも記載しておりますが、申請を辞退したものとみなします。

授業料免除・徴収猶予の申請をする方は、提出期限に間に合うように余裕を持って書類の準備を行い、不備や不足書類のないようご注意ください。

○結果通知と授業料納入の時期について

・結果通知の時期

11月下旬に本人宛に大教 Gmail にて連絡予定。

迷惑メールを拒否する設定をしている方は syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp からは受け付けるように設定してください。

・不許可者及び半額免除許可者の授業料納入時期

※詳細は、結果通知とともに送付される「授業料納入のお知らせ」を確認すること

	納入時期	支払方法
徴収猶予許可者	1月下旬予定	学費納入口座より引き落とし
徴収猶予不許可者及び徴収猶予に申請のない者	12月下旬予定	学費納入口座より引き落とし

<スケジュール>

～10月3日	10月下旬	11月下旬(予定)	12月下旬	1月下旬
免除・徴収猶予申請期間	未申請者の授業料引落し → 注 免除・徴収猶予申請者は、10月に後期分授業料の引落しは実施されません	結果通知(大教 Gmail 宛に送付) (選考会議の日程により通知時期が12月初旬となる場合があります)	授業料引落とし ・免除不許可者 ・半額免除者のうち徴収猶予未申請者	授業料引落とし ・徴収猶予許可者

注 書類不備や不足等あれば、大教 Gmail に連絡します。指定の期日までに補正や再提出がない場合、P1「(1)はじめに【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】」にも記載しておりますが、申請を辞退したものとみなします。